

○大隅肝属広域事務組合職員の定年等に関する条例

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合条例第14号

肝属地区一般廃棄物処理組合職員の定年等に関する条例（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合条例第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用規定）

第2条 職員の定年等に関しては、鹿屋市職員の定年等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第36号）を準用する。ただし、同条例中「任命権者」及び「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。